

1 係争地の沿革

- (1) 管 轄 青森営林局佐井営林署
- (2) 所 在 青森県下北郡佐井村大字長後字縫道石国有林127林班（実測面積158・28ha）
- (3) 林 況 天然ヒバ（約4万㎡），広葉樹（約2万㎡） 法令制限なし
- (4) 価 格 土 地（台帳価格650万円，見込時価約3,000万円） 62年度調査による
立 木（見込時価約14億円）
- (5) 管理経営 係争地を含む旧長後村の国有林は、明治36年旧国有林野法に基づき、隣接地所有者の立会，承諾を得て適法に境界査定が行われ、民有地との境界が現況のように確定した。以降，施業案を編成し、伐採，部分林や共用林の設定，山火事や誤盗伐の防止のための巡視を行い、紛争発生まで60年余何人からも異議，不服の申立はなかった。なお，127林班内には、牛滝川目130番の元の所有者・坂井家が部分林を設定し、牛滝部落との簡易共用林にも加入していた事実がある。

2 係争地に該当すると主張する字牛滝川目130番民有地の沿革

別紙1のとおり

3 紛争の原因

登記所及び役場備付けの「公 図」（明治23年作成の見取図）によれば130番は、その見方によっては、恰も127林班に該当するよう描かれているが、一方明治36年青森大林区署が作成した境界査定図では130番は、127林班の北東約2・5kmの位置に描かれている。この両図面の相違が紛争の原因である。

4 民事事件の経過

別紙2のとおり

5 刑事事件の経過